

いしかわインクルーシブな生涯学習コンソーシアム設置要綱

令和7年3月5日
石川県教育委員会事務局
生涯学習課長決定

(目的)

第1条 学校卒業後における障害者の学びに対する支援の充実のため、関係者が連携し、本県の実態に応じた展開方策等について情報共有、協働し、インクルーシブな生涯学習の促進に取り組むことを目的とする「いしかわインクルーシブな生涯学習コンソーシアム」(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本コンソーシアムは、以下の内容について情報共有、協働を行うものとする。

- (1) 本県の実態に応じた事業の方向性と展開方策に関すること
- (2) ニーズに応じた学習・体験プログラムや講座等の実践や開発に関すること
- (3) 学びを支援する人材の育成や障害理解の促進方策に関すること
- (4) 本事業に係る情報の収集や提供に関すること
- (5) その他、本事業の推進に関すること

(会員)

第3条 本コンソーシアムは、教育、福祉、労働等に関する機関・団体や有識者等の会員をもって構成する。

2 会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 法人・団体会員：日本国法に基づき設立された民間企業及び法人、学会等の団体(法人格を有さない任意団体を含む)等及び地方公共団体等の行政組織とする。会議の出席は各法人、団体又は組織単位で設定する。
- (2) 有識者会員：事務局が本コンソーシアムに寄与するとして国内の大学・研究機関等の方や企業に属する方等の事務局が認める個人とする。

(組織)

第4条 本コンソーシアムの目的達成や活動に資するために有益な知見や助言等を得るため、事務局は本コンソーシアム内にインクルーシブな生涯学習推進本部を設置することができる。

(会議)

第5条 会議は、石川県教育委員会事務局生涯学習課長が招集して運営する。

2 会議は、必要に応じて会員以外の者に関係者等の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局を石川県教育委員会事務局生涯学習課に置き、本コンソーシアムに関する庶務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本コンソーシアムに関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和7年3月5日から施行する。